最終更新日：2026年11月27日

グロースエクスパートナーズ株式会社

代表取締役社長 渡邉　伸一
問合せ先：経営企画部　03-5990-5423
証券コード：244A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「ITを駆使して顧客企業の価値を創造すること」をミッションとして掲げ、「エンタープライズDX事業」を通して、社会に革新をもたらすことを目指しております。当社グループは、中長期の企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの向上・強化が重要であると考え、株主をはじめとする多様なステークホルダーから信頼される経営を目指してまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持向上を実現するための施策を継続的に実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コード（2026年7月版）における基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
Watanabe&Partners株式会社	1,150,000	34.27
渡邉伸一	713,400	21.26
ニプロ株式会社	130,000	3.87
豊田通商株式会社	130,000	3.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	101,700	3.03
奥山 秀朗	74,900	2.23
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	60,000	1.79
GxPグループ従業員持株会	51,596	1.54
株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	50,000	1.49
河西 健太郎	48,700	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	渡邉伸一
親会社の有無	なし

補足説明

Watanabe&Partners株式会社は当社代表取締役社長渡邉伸一の資産管理を目的とする会社であります。
なお、渡邉伸一及びWatanabe&Partners株式会社は大量保有報告書を提出しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありません。支配株主との取引に関しては、「関連当事者取引管理規程」を設けており、取引を行うこと自体に合理性 (事業上の必要性) があること、及び取引条件の妥当性 (他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる) があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。支配株主との取引を実施する際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、上記規程に基づき、取締役会において十分に審議した上で、適正な決裁を受けることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現状コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は認識しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井熊実	他の会社の出身者											
永松昌一	他の会社の出身者											
曽我野麻理	他の会社の出身者											
河村肇	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井熊実	○	該当事項はありません。	証券会社の投資銀行部門における株式公開業務に長年従事し、主に公開引受の豊富な経験を有しております。これまでの幅広い活動経験に加え、特に企業の資本政策やコーポレート・ガバナンス等の専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の株式4,200株及び新株予約権100個（2,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
永松昌一	○	該当事項はありません。	証券会社の経営に長年従事し、特に投資銀行業務及び経営管理業務の経営において豊富な経験を有しております。コーポレート・ガバナンスを含む企業経営全体に関する専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の新株予約権100個（2,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
曽我野麻理	○	該当事項はありません。	長年にわたり企業の人事、人財開発及びサステナビリティ領域において豊富な経験と専門的な知見を有しております。これまでの活動経験に加え、特に人財に関する専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の株式400株及び新株予約権10個（1,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

河村肇	○	該当事項はありません。	総合商社の業務全般にわたり豊富な経験と深い知見、海外法人の運営や他業種での社外取締役経験を通じてグローバルな企業経営の経験を有しております。特に海外事業の展開におけるコーポレート・ガバナンス等の専門的な知見を当社グループの経営に活かすことが期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の株式1,000株を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と内部監査室は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、情報・意見交換を行い、経営全般にわたり緊密な連携を図っております。また監査役、内部監査室及び会計監査人の三者による三様監査意見交換会を四半期ごとに開催し、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
香川朋啓	弁護士													
内田裕二	他の会社の出身者							△						
久保田良則	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
香川朋啓	○	該当事項はありません。	弁護士資格を有し、コンプライアンス及び内部監査に関する長年の実務経験を有しております。企業法務及び企業コンプライアンスに関する実績と専門的な知見から、社外監査役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は当社の株式4,000株を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
内田裕二		同氏は2022年まで当社グループの主要取引先の業務執行者でありました。	経営企画部門及び経営管理部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言等社外監査役に求められる役割、責務の発揮ができる人財として、社外監査役として選任しております。なお、左記の理由により、独立役員として指定しておりません。
久保田良則	○	該当事項はありません。	公認会計士資格を有し、大手監査法人及び現在経営する事務所における経験から監査及び会計税務に関する専門性を有しております。これまでの経験及び専門的な知見を当社グループの監査に反映いただくため、選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社においては、会社法の定める社外取締役及び社外監査役が、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等に準拠した下記のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しております。
①当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者、又は過去において業務執行者であった者
②取引金額が連結売上高の2％以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者・当社を主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む））
③当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
④当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2％以上の額）を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
⑤②～④の団体又は取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体又は取引先を退職後5年以内であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的として、取締役、従業員等を対象にストックオプションを導入しております。また、取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（業績連動型、固定報酬型）を導入しております。同制度に係る報酬枠は、2026年11月26日開催の第19回定時株主総会において、既存の報酬枠（年間300,000千円以内）とは別枠で、年間30,000千円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年間20,000株以内として承認されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、株主総会又は株主総会より委任された取締役会において決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役の協議で決定しております。
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりであります。
・取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬（基本報酬及び固定報酬型株式報酬）並びに業績連動報酬（業績連動型株式報酬及び賞与）で構成しております。基本報酬は固定の金銭報酬とし、業界水準、当社業績等の状況を基礎として、当社における業績への貢献度、職責、責任の難易度、保有スキルや人脈、過去のキャリア等を総合的に考慮して決定しております。固定報酬型株式報酬は、役位に応じて定める額の譲渡制限付株式（原則として3年間の譲渡制限）を支給するものであります。業績連動型株式報酬は、主に連結・子会社の営業利益の目標値に対する達成割合に応じて交付する株式数が変動する譲渡制限付株式（原則として退任時までの譲渡制限）であり、賞与は、主に連結営業利益の目標値に対する達成割合を基礎として、各個人の成果や貢献度、従業員とのバランス等を考慮して決定しております。報酬全体に占める業績連動報酬及び株式報酬の割合並びに報酬額は、取締役会において決定しております。
・社外取締役の報酬等は、固定の金銭報酬のみとしております。
・新任取締役（社外取締役を含む。）に対しては、選任時に、非金銭報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与することとしております。
・上記の方針は、第19回定時株主総会（2026年11月26日）における譲渡制限付株式報酬の導入の承認を条件に改定したものであります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役（非常勤監査役）へのサポートは、経営企画部で行っております。取締役会の資料を事前配布するとともに、事前ブリーフィングの会議を実施しており、社外取締役及び社外監査役（非常勤監査役）による十分な議案検討時間の確保ができるよう努めております。
社外監査役（非常勤監査役）に対しては、常勤監査役より情報共有を行っているほか、三様監査の一環として会計監査人及び内部監査室とも情報連携を行っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 取締役会
取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。本報告書更新日現在、取締役会は取締役8名（うち、社外取締役4名）で構成されております。原則毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、グループ子会社の代表取締役社長が出席しており、グループ各社での業務の状況が適時に報告されます。また、監査役3名（いずれも社外監査役）が出席し、以下(2)記載のとおり、取締役の業務執行に関する監査が行われております。

(2) 監査役及び監査役会
当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。当社の監査役会は、全員が社外監査役であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は、常勤監査役が議長を務め、原則毎月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との情報･意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

(3) 内部監査
代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査責任者として専任の同室長1名及び担当者1名の計2名で実施されております。内部監査は、事業の適正性を検証し、全部門の業務の有効性及び効率性を担保することを目的とした監査計画に基づいて実施され、監査結果を代表取締役社長、全取締役及び全監査役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘･フィードバックを行い、是正を促す等、業務の適正性の確保を図っております。また、内部監査室と監査役会は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報･意見交換を行って、緊密な連携を図っており、併せて三様監査の観点から会計監査人を交えた定期的な情報･意見交換も実施しております。

(4) コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、委員長である代表取締役社長と取締役会によって選任された、当社グループのコンプライアンス全般に関する事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有するコンプライアンス担当取締役、社外取締役を含むコンプライアンス委員で構成されております。法的要求事項を遵守する基盤を整備することを目的とし、原則として3ヶ月に1回開催しております。また、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、定期的に研修を実施し、役職員への制度内容の周知徹底に努めているほか、「内部通報規程」において内部通報･外部通報への適正な対応の仕組みを定め、内部通報制度を整備しております。

(5) リスク管理委員会
リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、委員長を代表取締役社長が務め、取締役会によって選任された社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。本委員会は、当社グループ横断的なリスク評価及びリスクマネジメントの推進･監督を目的として、原則3ヶ月に1回開催し、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。当社の各部門及び子会社に対して指示･指導等必要な措置をとり、子会社のリスク管理責任者と連携を図ることで、当社グループ全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要な指示を行い、実効性のあるリスク管理を推進しております。

(6) 責任限定契約
当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。当社では、取締役会が適正かつ迅速に経営の基本方針や重要な業務の執行の決定を行い、社外監査役である常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成される監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。
取締役会及び取締役に、業務執行及びその監督の権限･責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した立場の監査役に、取締役会及び取締役に対する監査機能を担わせることが、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、経営の公平性と健全性を確保するための有効なコーポレート･ガバナンス体制を堅持することが可能になると判断しております。
上記のとおり、当社社内のガバナンスを強化する機関として、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。当社の企業規模、事業内容を勘案し、この体制が経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制であり、持続的な成長及び長期的な株主価値の向上に有効であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、会社法により、電子提供措置は株主総会開催の3週間前までに開始し、招集通知は2週間前までに発送することと定められておりますが、当社は、電子提供措置の開始及び招集通知の発送をより早期に行うよう努めております。第19回定時株主総会（2026年11月26日開催）では、電子提供措置を2026年11月4日に開始し、招集通知を2026年11月11日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であり、定時株主総会の開催は11月であることから、集中日にはあたらないものと考えております。

電磁的方法による議決権の行使	書面（郵送）による方法に加え、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスする方法により、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮しながら、必要に応じて検討してまいります。
その他	第19回定時株主総会（2026年11月26日開催）では、電子提供措置を2026年11月４日に開始し、招集通知を2026年11月11日に発送いたしました。今後、招集通知の早期発送及び電子提供措置の早期開始に努めてまいります。 株主総会終了後に株主懇談会を開催し、株主の皆様から直接ご質問・ご意見を伺う機会を設けております（第19回定時株主総会では、2026年11月25日に公表した中期経営計画2030の説明を実施）。また、有価証券報告書は、定時株主総会の開催日前に提出しております（第19期：2026年11月25日）。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR専用ページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて、事業方針や決算内容のご説明など、年2回以上の説明会の開催又は説明動画の配信を計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家からの取材依頼に応じるほか、当社からも面談を申し入れることによって随時個別面談を実施しております。定期的な説明会の開催については、機関投資家のニーズを踏まえて検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトのIR情報ページにIR資料/PR情報を掲載しております。 https://www.gxp-group.co.jp/ir	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は社名のとおり、ステークホルダーとともに成長することを通じて、顧客企業の企業価値の向上を実現し、その結果として社会の変革を目指しております。株主、投資家、取引先、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上に向け、ESGの観点を踏まえ国連が採択したSDGsの達成に向けて取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の会社情報を適時適切にわかりやすく提供するため、当社ウェブサイトのIR情報ページへIR資料/PR情報の掲載、ディスクロージャーポリシーの公表並びにアナリスト・機関投資家との対話等を通じて、積極的な情報提供を行う方針であります。
その他	当社グループでは、D&I推進方針を策定し、女性、海外出身者を積極的に採用、登用するなど、多様性をもつメンバーが活躍する組織を目指しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a) 当社はコンプライアンス体制確立のため、「コンプライアンス規程」を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。
(b) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
(c) コンプライアンス経営の確保を目的として、内部通報制度を設ける。
(d) 当社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。
(e) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
(f) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。
(g) 「反社会的勢力対応規程」等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役社長の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) 業務執行に係るリスクを総合的に認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
(b) リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
(c) リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係わるリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
(d) 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
(e) リスク管理担当取締役は、定期的に取締役会にリスク管理に関する施策の実施状況、リスク管理委員会の運営状況等必要な事項を報告する。

ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会を意思決定・監督機関と位置付け設置する。
(b) 取締役会の運営及び付議事項等を定めた取締役会規程を制定する。
(c) 中期経営計画は、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

ホ) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
(a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要な事項について報告を行うことを義務付けるとともに、グループ会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス、経営効率化、迅速な決算情報の収集・開示等を実現するための体制を構築する。
(b) 当社とグループ会社との間における、不適切な取引又は会計処理を防止するため内部監査室は、業務の適正確保に努める。

ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。

ト) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとし、配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

チ) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

リ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(a) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。
(b) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
(c) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

ヌ) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

ル) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

ヲ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役社長、会計監査人、内部監査室等とミーティングを行う。
(b) 監査役は、会計監査人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、また、不当要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。
反社会的勢力排除に向けた整備状況については下記のとおりであります。

イ) 社内規程の整備状況
当社では、「反社会的勢力対応規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

ロ) 対応部署及び不当要求防止責任者
反社会的勢力対応部署及びその責任者を総務部及び総務部長と定めております。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は、統括責任者を総務部長とし、代表取締役の指示の下、所轄警察署などの外部専門機関と連携し、対応を行う体制を構築しております。

ハ) 反社会的勢力排除に向けた対応
当社は、新規顧客との取引開始時、全ての役員選任時及び従業員の入社時のほか、大量保有報告書等により主要株主の異動を把握した場合において、反社会的勢力排除のための調査を実施しております。その結果、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等については、反社会的勢力との関係は確認されておりません。また、継続的な取引が見込まれる取引先に対しては、原則として年1回、外部の企業情報・信用調査サービス及び公開情報を活用し、反社会的勢力への該当性の調査及び風評調査を実施しております。なお、継続取引の見込みがなくなった取引先との取引を再開する場合についても、定期調査と同様の調査を実施しております。既存の取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合又はその疑いが生じた場合には、速やかに取引関係その他の関係等を解消する体制を整備しております。

ニ) 外部の専門家との連携状況
当社は、「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」へ加盟し、同センターから定期的に情報収集しております。また講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

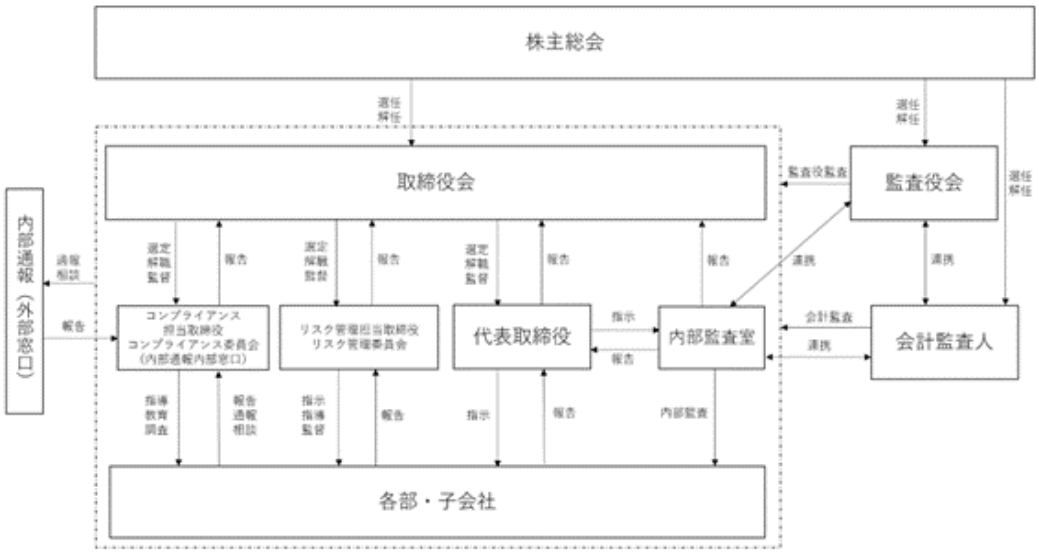
買収への対応方針の導入の有無	なし

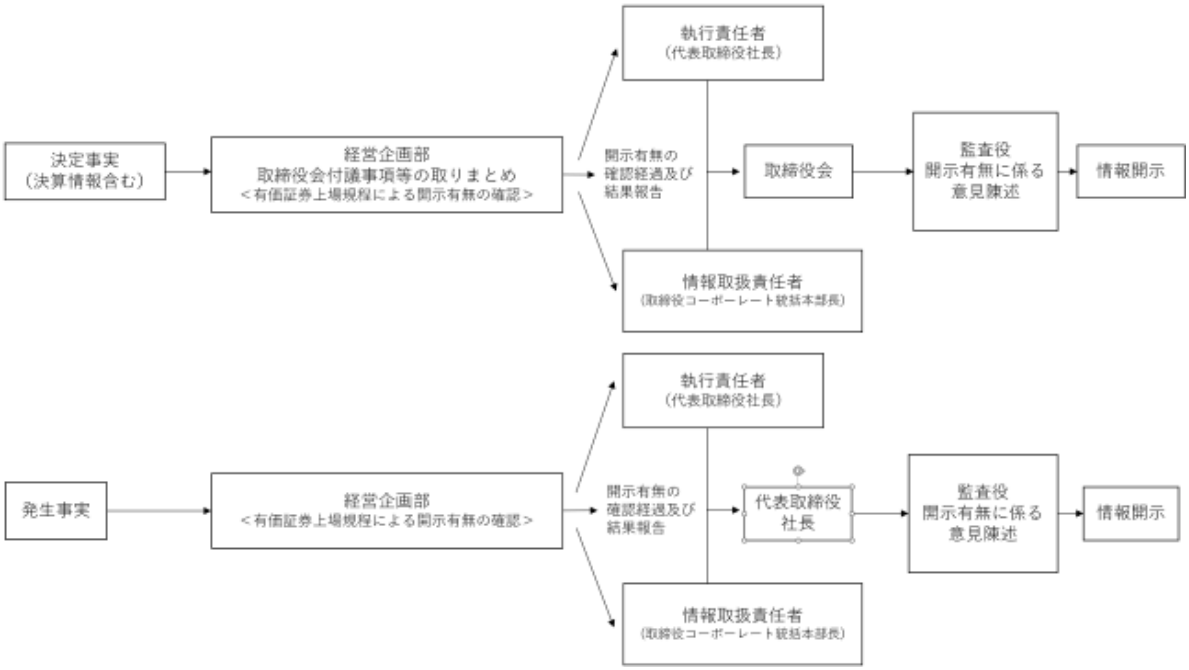
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。




決定事実
（決算情報含む）
経営企画部
取締役会付議事項等の取りまとめ
＜有価証券上場規程による開示有無の確認＞
開示有無の
確認経過及び
結果報告
執行責任者
（代表取締役社長）
取締役会
情報取扱責任者
（取締役コーポーレート統括本部長）
監査役
開示有無に係る
意見陳述
情報開示
発生事実
経営企画部
＜有価証券上場規程による開示有無の確認＞
開示有無の
確認経過及び
結果報告
執行責任者
（代表取締役社長）
代表取締役
社長
情報取扱責任者
（取締役コーポーレート統括本部長）
監査役
開示有無に係る
意見陳述
情報開示